

示サル、者ナリト思召レケレバ、明夜必寮ノ御馬ヲ用意シテ、東ノ小門ノ邊ニ相待ツベシトゾ
仰出サレケル、相圖ノ刻限ニ成ケレバ、三種ノ神器ヲバ、新勾當内侍ニ持セラレテ、童部ノ蹈アケ
タル築地ノ崩ヨリ、女房ノ姿ニテ忍出サセ給フ、景繁兼テヨリ用意シタル事ナレバ、主上ヲバ寮
ノ御馬ニカキ載進ラセ、三種神器ヲ自荷擔シテ、イマダ夜ノ中ニ大和路ニ懸リテ、梨間宿迄ゾ落
シ進ラセケル、白晝ニ南都ヲ如此ニテ通ラセ給ハ、人ノ怪シメ申事モコソアレトテ、主上ヲ怪
シゲナル張興ニ召替サセ進ラセテ、供奉ノ上北面ドモヲ興昇ニナシ、三種ノ神器ヲバ、足附タル
行器ニ入テ、物詣スル人ノ、破籠ナド入テ持セタル様ニ見セテ、景繁夫ニ成テ是ヲ持ツ、何レモ皆
習ハヌ業ナレバ、急グトスレドモ行ヤラデ、其日ノ暮程ニ、内山迄ゾ着セ給ヒケル、略程ナク夜
ノ曙ニ、大和國賀名生ト云所ヘゾ落着セ給ケル、

〔神皇正統記後醍醐〕同元延元十二月に忍びて都を出ましく、河内の國に、正成といひしが一
族等をめし具して、芳野にいらせ給ひぬ、行宮をつくりて渡らせ給ふ、もとの如く在位の儀にて
ぞましくける、内侍所もうつらせ給ひ、神璽も御身にまたがへ給ひけり、誠に奇特の事にこそ
侍りし、

〔保曆間記〕先帝醍醐都ヲ出サセ給テ、同十二月元延元ニ三種神器ヲ奉具足、吉野山へ入セ給フ、

〔殘櫻記〕身人部氏家譜に、此遷幸の時、御途のほとどの害をあやぶませ給ひ、密に日野資朝卿、身人
部阿波守信秀が子、石見守清鷹におほせて、神器を擬作せしめて、假に大御身に隨へさせ給ひ、
眞の三種の神器をば、比叡山横川の經藏に、深く隠し藏め置せ給ひけるを、明る延元二年三月
五日、資朝卿、清鷹また清鷹が妻と女子とを隨へて、潜に神器を守護奉り、石山越を吉野へ參向
ふ、云かゝるに清鷹去年比叡山の軍の時、左の股に受たりける矢疵の惱發りて、同十日、山中にて
卒りにき、これより資朝卿かの二人の女を隨へて、同十三日、吉野の行宮に恙なく參着き、神器